

広島大学 教職員のための アクセシビリティ・サポートの手引き 2025

多様な学生と修学に関する配慮・調整・支援



広島大学

ダイバーシティ&インクルージョン推進機構

アクセシビリティセンター

目次

1. 障害者差別解消法と合理的配慮	3 -
1) 行政機関等における障害を理由とする差別の禁止	3 -
2) 合理的配慮の考え方	3 -
2. 職員対応要領と留意事項	4 -
1) 職員対応要領(広島大学)	4 -
2) 職員対応要領における留意事項(広島大学)	4 -
3. 広島大学の支援体制	5 -
1) 修学支援の基本方針	5 -
2) 障害学生の定義(広島大学)	5 -
3) 広島大学の支援体制	5 -
4. 広島大学の支援制度	7 -
4.1 支援申請制度と支援申請の流れ	7 -
1) 支援申請制度	7 -
2) 支援申請の流れ	7 -
4.2 「配慮依頼文書」の通知と「関係教職員による合理的配慮」	9 -
1) 配慮依頼文書の様式	9 -
2) 「配慮願依頼文書」の通知方法	10 -
4.3 試験の特別措置	11 -
1) 試験の特別措置の対象	11 -
2) 試験の特別措置の手続き	11 -
3) 試験の特別措置のガイドライン	12 -
5. 支援需要の動向と修学上の社会的障壁	15 -
5.1 障害のある学生の支援需要の推移	15 -
5.2 視覚の障害と修学上の社会的障壁	17 -
1) 視覚の障害例	17 -
2) 修学上の社会的障壁の例	17 -
5.3 聴覚・言語障害と修学上の社会的障壁	18 -
1) 聴覚・言語の障害例	18 -
2) 修学上の社会的障壁の例	18 -
5.4 肢体不自由と修学上の社会的障壁	19 -
1) 肢体不自由の例	19 -
2) 修学上の社会的障壁の例	19 -

5.5 精神障害と修学上の社会的障壁	- 20 -
1) 精神障害の例	- 20 -
2) 修学上の社会的障壁の例	- 20 -
5.6 発達障害と修学上の社会的障壁	- 21 -
1) 発達障害の例	- 21 -
2) 修学上の社会的障壁の例	- 21 -
5.7 その他の修学上の社会的障壁	- 22 -
1) 社会的障壁の背景にある障害等の例	- 22 -
2) 修学上の社会的障壁の例	- 22 -
6. 合理的な配慮・調整・支援の例	- 23 -
6.1 情報伝達に関する配慮例	- 23 -
6.2 読み書きに関する配慮例	- 23 -
6.3 コミュニケーションに関する配慮例	- 23 -
6.4 行動・作業に関する配慮例	- 24 -
6.5 その他の配慮例	- 24 -
6.6 アクセシビリティセンターが提供出来る支援の例	- 25 -
1) 学内で貸与できる支援機器の例	- 25 -
2) 学生スタッフによる支援の例	- 25 -
3) 学生メンター制度と自習支援	- 25 -
7. アクセシビリティに関する講座	- 26 -
1) オンラインアクセシビリティ講座の受講方法	- 26 -
2) アクセシビリティリーダー資格	- 26 -
8. 資料	- 27 -
1) 障害を理由とする差別の解消の推進（内閣府）	- 27 -
2) 職員対応要領（広島大学）	- 27 -
3) 学内規則・指針	- 27 -
問い合わせ	- 27 -

1. 障害者差別解消法と合理的配慮

1) 障害を理由とする差別の禁止

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下、障害者差別解消法)は、事業者に対して、障害を理由とする差別的取扱いを禁じ、社会的障壁の除去に関する合理的配慮の提供を義務付けています。

(参考) 障害者差別解消法 第7条

行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

2) 合理的配慮の考え方

日本政府は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」の中で、合理的配慮について下記のように述べています。

合理的配慮は、行政機関等及び事業者の事務・事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

また、合理的配慮の手段・方法に関しては、

- ① 過重な負担を課さない範囲で、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものであること
- ② 合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものであることとしています。

2. 職員対応要領と留意事項

障害者差別解消法（第九条）では、行政機関の長及び独立行政法人等に対して、行政機関及び独立行政法人等の**職員が適切に対応するために必要な要領「対応要領」**を定めること（地方公共団体等に対しては努力義務）を課しています。広島大学では

- 国立大学法人広島大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する**職員対応要領**
- 国立大学法人広島大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領における**留意事項**

を定め、その内容を公式ホームページで公開しています。

➤ <https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/initiatives/sabekai>

1) 職員対応要領（広島大学）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する「目的」「定義」「基本的な考え方」「推進体制」「監督者の責務」「不当な差別的取り扱いの禁止」「合理的配慮の提供」「相談体制の整備」「研修・啓発」「懲戒処分」の各事項が定められています。

2) 職員対応要領における留意事項（広島大学）

職員対応要領の留意事項には、「**不当な差別的取扱いに当たる具体例**」「**合理的配慮に該当する配慮の具体例**」を例示しています。

差別的取扱い例 (抜粋)	● 合理的配慮を受けたことを理由に評価に差をつけること ● 障害があることを理由に、入学、受講、研修への参加等を拒否すること
合理的配慮の例 (抜粋)	● 必要に応じて、施設利用の場所や時間を調整すること ● 授業、研修、実習等で使用する資料を事前に提供すること ● 必要に応じて、コミュニケーション上の配慮を行うこと ● 公平性の観点から柔軟な評価方法を検討すること

3. 広島大学の支援体制

1) 修学支援の基本方針

広島大学では

- すべての学生に同一で質の高い教育を保障する。
- 評価の公平性を担保する。

を基本方針とし、障害のある学生（以下、障害学生）に対する修学上のアクセシビリティに関する合理的な配慮・調整・支援を行っています。

2) 障害学生の定義（広島大学）

「広島大学障害学生の修学等の支援に関する規則」では、障害学生を下記のように定義しています。

「障害学生」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）があり、障害者手帳を有する者又はそれに準ずる障害があることを示す診断書を有する者で、本人が修学上の支援を受けることを希望し、かつ、その必要性が認められたものをいう。

3) 広島大学の支援体制

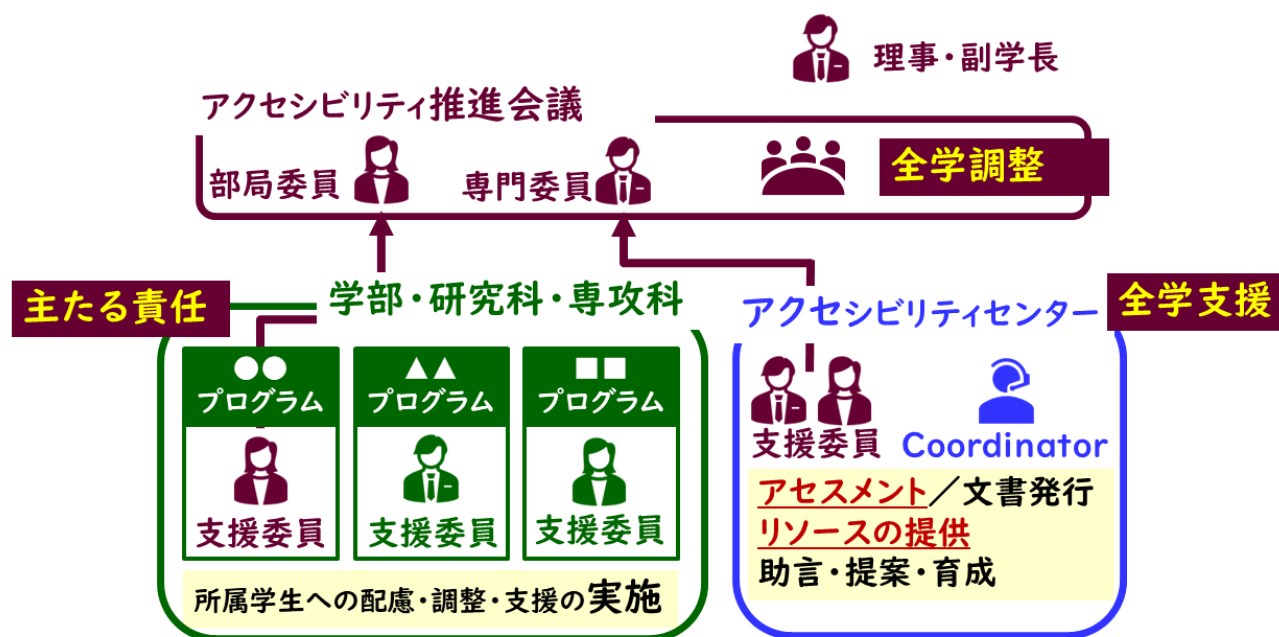
「広島大学障害学生の修学等の支援に関する規則」では、広島大学における障害学生の支援体制について、

第4条 支援は、障害学生が志望又は所属する学部、研究科又は専攻科（以下「所属学部等」という。）が主たる責任を持つものとする。

2 所属学部等は、教養教育に関しては大学院総合科学研究科等と緊密な協力関係を持つなど、相互に積極的に連携及び協力するものとする。

3 前2項の支援を円滑かつ適切に行うため、教育室アクセシビリティ推進会議は、関係部局間の調整を行うものとする。

と定めています。



組織	主な機能
アクセシビリティ推進会議 (AC 推進会議)	各部局の 部局委員（支援委員の代表者） ＋ 専門委員 で構成する 全学会議 ● 修学支援に関する 全学的な合意形成 の場
所属学部・研究科・専攻科	当該学生が所属する部局 ● 当該学生に対する修学支援の 主たる責任 を担う
授業開講部局	● 開講する授業に関する責任を担う
AC 推進会議・委員	支援委員の中から1名を選出 ● 当該学生が受講する専門科目及び部局における合理的配慮の調整を支援する
主専攻プログラムの 支援委員	当該学生の主専攻プログラムの支援委員 ● 担当プログラムにおける学生・教職員の相談役。 ● 当該学生が受講する専門科目及び担当プログラムにおける合理的配慮の調整を支援する
アクセシビリティセンター	● 専任教員・支援コーディネーターを配置し、支援に関する 助言・調整・提案・リソースの提供 を行い、部局の取り組みを支援する

4. 広島大学の支援制度

4.1 支援申請制度と支援申請の流れ

1) 支援申請制度

心身の機能に障害があるため、修学上の社会的障壁がある本学の学生は、所属部局（学部・研究科・専攻科）に支援の申請を行うことができます。

「広島大学障害学生の修学等の支援に関する規則」では、支援の申し出について、

1. 支援は、入学前、入学後のいずれの時期においても、障害学生本人から申し出ることができる。
2. 支援の必要性の有無及び支援の範囲については、その都度協議するものとする。

と定めています。

2) 支援申請の流れ



※症状が変る内容については、更新時にもエビデンス資料を提出

- 1) **事前相談**：本人が所属する部局の支援室又はアクセシビリティセンターで**事前相談**を行います。
- 2) **支援申請書の発行**：学生本人の申し出とエビデンス資料（診断書等）に基づき、**アクセシビリティセンター**が、修学上の障壁の所在及び合理的配慮の選択肢について、アセスメントを行

い、「支援申請書」及びアセスメント資料としての「Accessibility Report (アクセシビリティセンターの意見書)」を発行します。

- 3) 申請書の提出 : 本人が、「支援申請書」に「Accessibility Report」「心身の機能等に障害があることを客観的に示すエビデンス資料 (障害者手帳の写し、診断書の写し、専門家によるアセスメント資料等) ※」を添えて、所属学部・研究科・専攻科の支援室に提出します。
- 4) 申請書の受理 : 当該学生の所属学部・研究科・専攻科は、支援申請内容を確認し、合格後相談又は関係者協議を開き対応を検討します。
- 5) 結果報告 : 当該学生の所属学部・研究科・専攻科は、アクセシビリティセンター長に、合格後相談又は関係者協議の結果を報告し、支援申請の受理及び対応方針を明らかにします。

※原因不明で診断が難しい場合や診断に時間を要する場合は、修学状況に関するチューター (指導教員) の意見書と、専門家 (医師、臨床心理士等) や専門機関の意見書をエビデンス資料として支援申請を受理する場合があります。

合格後相談

- 支援申請書の提出を受けて、学生の所属部局は合格後相談を開催し、支援申請内容と合理的配慮に関する対応方針の確認を行います。
- 合格後相談には、学生本人、所属部局の支援委員・チューター・支援室職員及びアクセシビリティセンター教職員に加えて必要に応じて、教養教育関係教職員、保健管理センター教員等が出席します。
- 合格後相談の開催が困難又は適当でない場合は、所属部局は関係者協議を行い支援申請内容と合理的配慮の対応方針について確認を行います。

※近年は、合格後相談を開催するケースは、施設改修や支援者の手配等、予算措置や部局レベルでの対応が必要になるケースに限られてきています。大半の支援申請は、口頭又は文書で支援申請内容を確認する関係者協議で代替されています。

- 所属部局は、合格後相談の結果をアクセシビリティセンター長に報告します。

関係者協議

当事者同士での合意形成が困難な場合や、関係者での調整が必要な場合など、組織での対応が必要な場合には、当該学生の所属学部・研究科・専攻科は関係者協議を開催し、当事者間の意見調整を行います。合格後相談に代替して行う関係教職員による支援申請受理に関する内容確認も関係者協議に位置づけられます。

4.2 「配慮依頼文書」の通知と「関係教職員による合理的配慮」

障害学生に対する合理的配慮が必要になる授業の授業担当教員及び関係教職員には、

1. 所属部局のアクセシビリティ推進会議委員
2. 主専攻プログラムの支援委員
3. アクセシビリティセンターの支援委員

の連名で、想定される受講上の障壁や合理的配慮の内容についてまとめた「配慮依頼文書」が、通知されます。

1) 配慮依頼文書の様式

ページ	内容
表紙(1 頁目)	● 文書番号 A〇〇-〇〇〇〇 ● 学生情報等概要（学生の所属、学生番号。氏名、障害の種類、配慮対象期間、主な障壁の所在、配慮事項、試験の特別措置、情報の取扱い） ※この頁には、<u>個人を特定できる情報</u>が含まれますので、特に取扱いにご注意ください。
2 頁目	受講予定の科目（授業名、ターム、時限、担当教員名）
3 頁以降	● 配慮いただきたい事項＜詳細＞ ● お問い合わせについて （所属部局、主専攻プログラム、アクセシビリティセンターの各担当支援委員＋支援コーディネーター）

「配慮依頼文書」の表紙

【取扱注意】身体等に障害のある学生への配慮のお願い A25-〇〇〇〇 (IT・2T・3T・4T) ←

令和 7 年 ● 月 ● 日 ←

授業担当教員各位 ←

〇〇 プログラム支援委員 ■■ ■■ ←

〇〇 学部支援委員 ■■ ■■ ←

教育本部支援委員 ■■ ■■ ←

アクセシビリティセンター支援委員 ■■ ■■ ←

←

身体等に障害のある学生への配慮のお願い (A25-■■■■ △△) ←

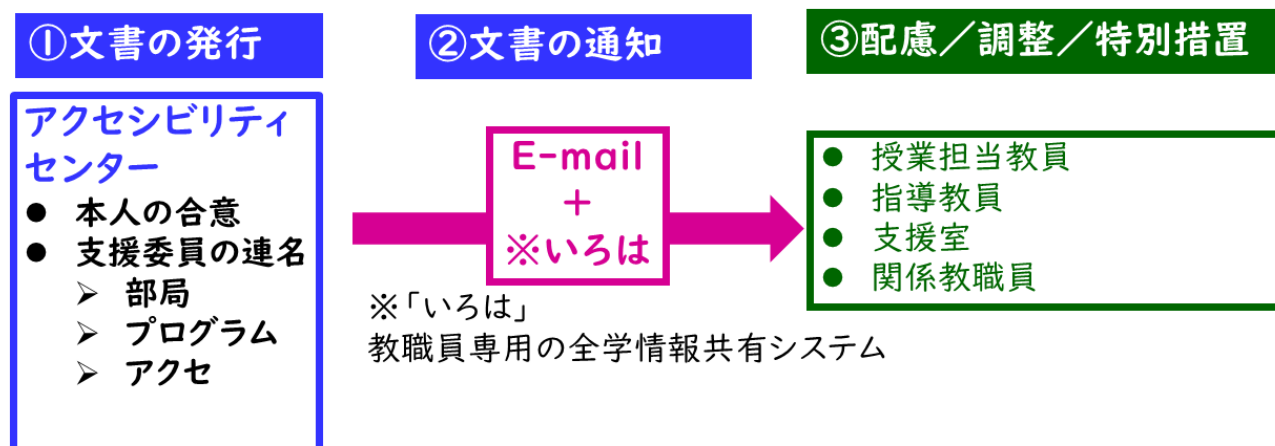
←

〇〇学部の■■さん (学生番号) には、受講上の困難・不自由が生じる可能性がありますので、本文書の内容を良くご確認いただき、ご配慮・ご対応いただけますようお願いいたします。←

なお、オムニバス形式の授業については、主担当の先生より、各授業担当の先生方へ同配慮

2) 「配慮願依頼文書」の通知方法

配慮依頼文書は、アクセシビリティセンターの支援コーディネーターが支援委員の先生方を代行する形で通知します。



① 「配慮依頼文書」の発行	アクセシビリティセンターが、学生<u>本人の合意</u>と<u>アセスメント</u>（社会的障壁＋合理的配慮に関するアセスメント）に基づき、「<u>配慮願いの文書</u>」を、学生の「所属部局支援委員」、「主専攻プログラム支援委員」、「アクセシビリティセンター支援委員」の<u>連名※</u>で<u>発行</u>します。 ※プログラムを専攻していない学生については、「所属部局支援委員」「アクセシビリティセンター支援委員」の連名で発行。
② 配慮依頼文書の通知	1. 配慮願いの文書（PDF）は、「<u>いろは</u>」の「<u>伝言メモ</u>」で<u>授業担当教員</u>及び<u>関係教職員</u>と<u>個別に共有</u>します。 2. <u>支援コーディネーター</u>から<u>メール</u>で個別の<u>授業担当教員</u>及び<u>関係教職員</u>に、配慮願いの文書の <u>URL リンク</u>をお知らせします。
③ 配慮・調整・特別措置	1. 支援コーディネーターからメールで URL リンクの知らせを受け取った授業担当教員及び関係教職員は、「いろは」にログインして、「配慮依頼文書」の内容を良く確認します。 2. 授業担当教員及び関係教職員は、「配慮依頼文書」の内容に基づき、当該学生への合理的配慮の内容を検討し、必要な配慮・調整・措置を実施します。

4.3 試験の特別措置

広島大学では、公平な評価を行うために、「身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について(申合せ)」を定め、重要事項の文書伝達や時間延長等の試験の特別措置を実施しています。

1) 試験の特別措置の対象

所属部局(学部・研究科・専攻科)に対する支援の申請が認められ、所属部局が試験等の特別措置の必要性を認めた学生に対しては、試験の特別措置が実施されます。

2) 試験の特別措置の手続き

手続き	内容
① 特別措置 <u>申請書</u> の <u>発行</u>	本人の申し出及び支援申請内容に基づき、 <u>アクセシビリティセンター</u> が「 <u>試験の特別措置申請書</u> 」を <u>発行</u> します。
② 担当教員による <u>内容確認</u>	本人の希望に基づき、当該学生の <u>チューター(指導教員)</u> 又は <u>所属学部・研究科・専攻科のアクセシビリティ推進会議委員</u> 又は <u>主専攻プログラムの支援委員</u> が、 <u>試験の特別申請書</u> の内容を確認します。 ※いろはの伝言メモで内容確認をお願いしています。
③ 特別措置申請書の <u>提出</u>	本人又はアクセシビリティセンターが代行して、所属学部・研究科・専攻科の支援室に、 <u>試験の特別措置申請書</u> を <u>提出</u> します。
④ 授業開設部局への <u>通知</u>	<u>所属学部・研究科・専攻科</u> は <u>授業開設部局</u> に「試験の特別措置申請書」の内容を <u>通知</u> します。
⑤ 授業担当教員への <u>照会</u>	<u>授業開設部局</u> は、 <u>授業担当教員</u> に措置申請への <u>対応について「照会」</u> し、「 <u>措置内容</u> 」を取りまとめます。
⑥ <u>措置内容決定通知書</u> の通知	<u>授業開設部局</u> から「 <u>措置内容決定通知書</u> 」を <u>本人</u> 及び <u>授業担当教員</u> に、原則、 <u>試験実施日1週間前までに通知</u> します。
⑦ 試験の特別措置の <u>実施</u>	<u>試験の特別措置を実施</u> します。
⑧ 特別措置状況 <u>報告書</u> の <u>提出</u>	<u>授業開設部局</u> は「 <u>特別措置状況報告書</u> 」を <u>アクセシビリティセンター長</u> に提出します。

3) 試験の特別措置のガイドライン

アクセシビリティ推進会議は、「広島大学 障害のある学生に対する試験等の特別措置に関するガイドライン」を定めその内容を Web で公開しています。

➤ <http://www.achu.hiroshima-u.ac.jp/tebiki/siken/>

(A) 試験室や座席に関する特別措置

- ① 入退室・途中退室がしやすい座席を指定
- ② 移動・着席・支援・配慮が行いやすい座席を指定
- ③ 感覚過敏、不安、アレルギー等の試験への影響が少ない座席を指定
- ④ 特別措置を円滑に実施できる別室を指定

1. 視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、発達障害、内部障害、感覚過敏、対人不安、アレルギー等の障害があり、座席によって受験上の制約が生じる学生に対して、必要に応じて座席指定の特別措置を検討する。
2. 評価の公平性および試験の円滑な実施の観点から、一般の受験生と同室で特別措置を行うことが適当でない場合または特別措置の実施が困難な場合、別室受験を検討する。

(B) 情報保障に関する特別措置

- ① 重要事項（試験開始・終了、注意事項等）の文書伝達（板書、紙、筆談）
- ② 面接試験等におけるコミュニケーション配慮（障害特性への配慮）
- ③ 補聴用マイクの使用（赤外線方式等）
- ④ 通訳者（筆記通訳、手話通訳、読み取り通訳等）の配置

1. 聴覚障害、言語障害、発達障害等の障害があり、音声のみによる会話・情報伝達に支障がある学生に対して、必要に応じて情報保障のための特別措置を検討する。

(C) 支援機器等の持ち込み等に関する特別措置

- ① 本人が日常的に使用している福祉用具等（補聴器、拡大鏡、遮光眼鏡、耳栓、マスク、車椅子、杖等）の持ち込み許可
- ② 読み書きを支援する機器（照明器具、下敷き、書見台、自助具等）の使用
- ③ 特殊な椅子・机の使用
- ④ 介助者の配置

1. 視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、発達障害、感覚過敏等の障害があり、支援機器の使用の可否が受験上の制約に大きく影響する学生に対して、必要に応じて支援機器等の使用を検討する。

(D) 出題形式の調整に関する特別措置

- ① 問題用紙の拡大
- ② テキストデータ(パソコン使用)による出題
- ③ 点字による出題
- ④ 音声(録音、読み上げ等)による出題

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">1. 視覚障害、肢体不自由、発達障害、感覚過敏等の障害があり、試験問題の読み取りに支障がある学生に対して、必要に応じて出題形式の調整・変更を検討する。2. 読み書きにパソコンを使用する場合は、不正防止やパソコンの動作不良に対する対策・措置をあらかじめ講じておく必要がある。3. 入学試験の点訳・墨訳においては、教育室アクセシビリティ推進会議に助言を求め、1) 広島県立視覚障害者情報センター2) 全国高等学校長協会入試点訳事業部等の専門機関等に依頼する。4. 授業の成績・評価に係る試験の点訳・墨訳においては、教育室アクセシビリティ推進会議に助言を求め、1) アクセシビリティセンター2) 広島県立視覚障害者情報センター3) 広島大学教育学研究科などに依頼する。5. 試験問題の内容・分量によっては、点訳対応が難しくなる場合がある。出題内容に図や表がある場合、その内容によっては、修正を必要とすることがあったり、触察・触読が不可能なため代替問題にする必要があることもある。 |
|--|

(E) 解答形式の調整に関する特別措置

- ① 解答用紙の拡大・解答欄の調整
- ② テキストデータ(パソコン使用)による解答
- ③ チェック解答
- ④ 口述筆記(代筆)または録音解答
- ⑤ 点字解答

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">1. 視覚障害、発達障害、感覚過敏、上肢障害等の障害があり、筆記に支障がある学生に対して、必要に応じて解答形式の調整・変更を検討する。2. 読み書きにパソコンを使用する場合は、不正防止やパソコンの動作不良に対する対策・措置をあらかじめ講じておく必要がある。 |
|---|

(F) 試験時間の調整に関する特別措置

- ① 試験時間を 1.2 倍～1.5 倍に延長(面接配慮、拡大、音声、チェック、口述、録音等)
- ② 試験時間を 1.5 倍～2 倍に延長(点字、パソコン使用等)
- ③ 一般受験者が試験時間の 5/6 (6 分の 5)～2/3(3 分の 2)程度で解答できる内容に問題数を調整(拡大、音声、チェック、口述、録音等)
- ④ 一般受験者が試験時間の 2/3(3 分の 2)～1/2(2 分の 1)程度で解答できる内容に問題数を調整(点字、パソコン使用等)

1. 視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、言語障害、発達障害等があり、一般受験者と比較して問題の読み取り・聞き取りや筆記や発話等に著しく時間を要する学生に対しては、必要に応じて試験時間の延長・調整を検討する。
2. 試験時間の延長範囲の適切さは、障害の種別や程度、問題の内容、出題形式や解答形式などにより、異なるので、一律に規定することは出来ない。評価の公平性の観点から試験時間の延長・調整が必要であることが明らかな場合は、上記 (F) ①②③④の基準値を参考として、可能な試験時間の延長・調整を検討する。
3. 前後の試験や授業との重複が起きないように、必要に応じて、試験開始時間を早める等の調整をあらかじめ講じておく必要がある。
4. 前後の試験や授業の関係で、時間延長を行うことが難しい場合が考えられる。また長時間にわたる試験をさらに延長する場合、受験者の疲労・負担を考慮する必要がある。このような場合は、問題の量の調整や代替措置等も検討する。

(G) 代替措置

- ① リスニング試験のリーディング試験等への置き換え
- ② 筆記試験の一部又は全部のレポート試験への置き換え

1. 聴覚障害のある学生へのリスニング試験等、通常の試験様式の調整や変更では障害による不利の改善が期待できない場合、別試験への置き換え等の代替措置を検討する。
2. 上記「Ⅰ. 特別措置の内容・方法(例)一覧」(A)～(F)の特別措置の実施が困難な場合、別試験への置き換え等の代替措置を検討する。

(H) その他の特別措置

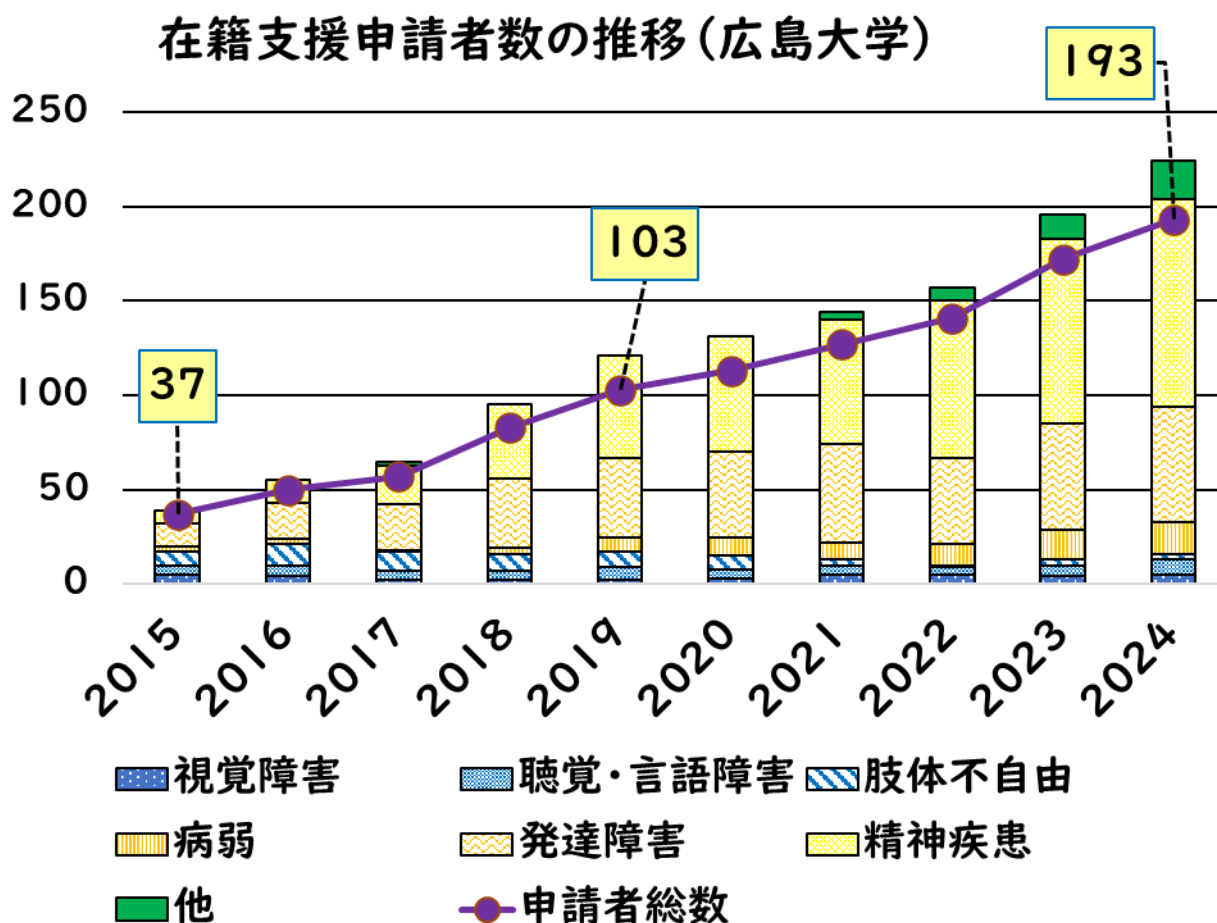
- ① 上記 (A)～(G)の措置が適当でない場合又は実施困難な場合の上記 (A)～(G)に準じた特別措置

1. 上記「Ⅰ. 特別措置の内容・方法(例)一覧」(A)～(G)の措置が適当でない場合又は実施困難な場合、上記「Ⅰ. 特別措置の内容・方法(例)一覧」(A)～(G)に準じた特別措置を検討する。
2. 授業の成績・評価に係る試験において、当該学生の身体等の障害に関連する体調の不良等により、試験日に受験できない場合の追試等の取り扱いについては、担当教員の裁量とする。

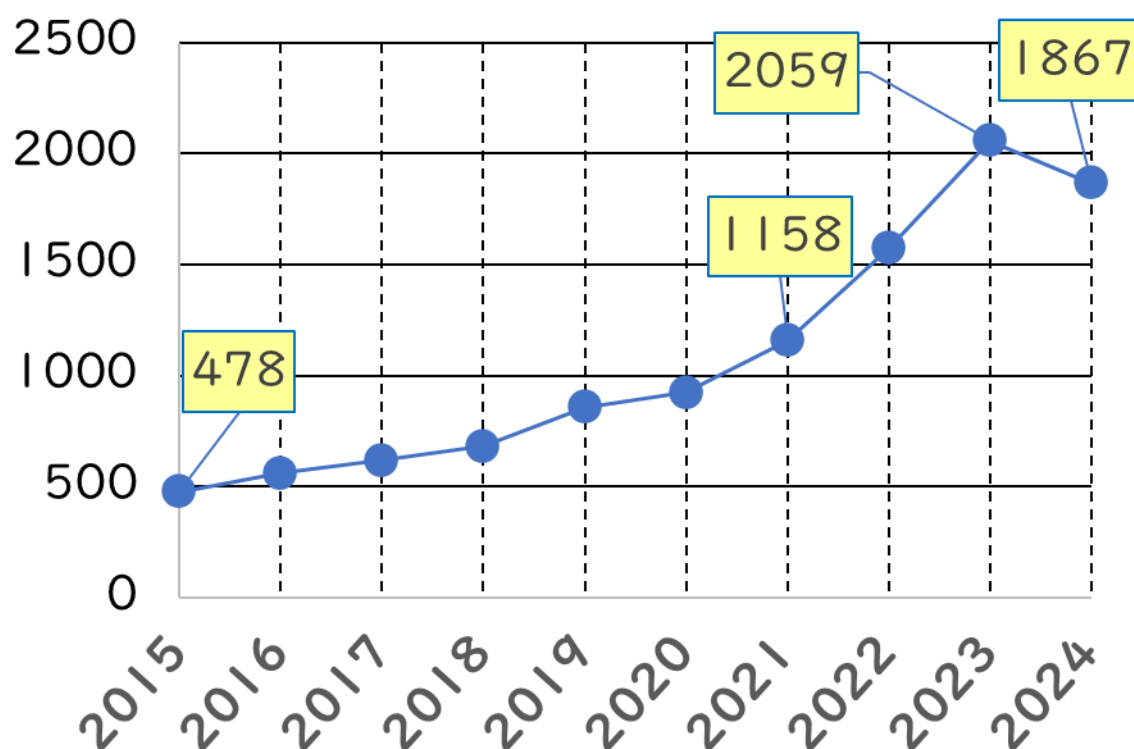
5. 支援需要の動向と修学上の社会的障壁

5.1 障害のある学生の支援需要の推移

所属学部・研究科・専攻科に支援申請を行い、合理的な配慮・調整・支援を受けて修学している学生数は、下図のように増加の一途をたどっています。特に、精神疾患（社交不安症、抑うつ障害、双極性障害等）による支援申請が顕著に増加しています。



配慮授業数の推移（広島大学）



支援申請者の増加にともなって、「配慮依頼文書」を送付している授業数（**配慮授業数**）も増加しています。2024年度は、2023年度より支援申請者数は増加していますが、配慮依頼文書の送付を希望する学生数は減少しました。このため配慮授業数は減少しています。

支援申請実績のある障害・疾患等の内容（例）

視覚障害	全盲、盲、弱視（視力・視野・色覚の障害）、視覚過敏
聴覚・言語障害	聾、感音性難聴、吃音、聴覚過敏
肢体不自由	脊髄損傷、筋ジストロフィー、脳性まひ、関節リウマチ、低筋力
病弱	内部障害（心臓・直腸等）、指定難病、アレルギー
発達障害	自閉スペクトラム症、注意欠如・多動症、学習症
精神障害	気分症、不安症、統合失調症、睡眠障害、高次脳機能障害、てんかん
その他	性別違和、一時的な怪我、治療・服薬の一時的な副作用・後遺症、診断が確立していない病態

5.2 視覚の障害と修学上の社会的障壁

例年、低視力（矯正視力が0.1未満）でかつ視野や色覚にも障害のある学生や、視覚過敏や眼精疲労の症状で画面を凝視できない学生が支援対象となっています。

読み書き・情報伝達・コミュニケーションや移動・手作業の内容によって配慮が必要になります。

1) 視覚の障害例

- 弱視（低視力）・・・眼鏡やコンタクトレンズで矯正しても、日常生活に支障が生じる低視力。
- 盲・・・弱視よりさらに低視力で、読み書きには点字や画面読み上げが必要。
- 視野障害・・・視野狭窄（視野が狭くなっている）、半盲（視野の半分が欠けている）、暗点（視野の中に欠けている部分がある）等がある。全体像の把握や、物を探すこと・見つけることが難しくなる。
- 色覚障害・・・赤緑青のいずれか又は複数の色の認識が難しく、色の識別に不自由が生じる。
- 夜盲・・・うす暗い場所や夕方など、少し暗くなると見えなくなる。
- 羞明・・・まぶしさによる見えにくさがある。光が強い場所では見えなくなる。
- 視覚過敏・・・特定の光に、過剰反応が生じ、気分が悪くなったり、体調を崩したりする。

2) 修学上の社会的障壁の例

読み書き

- ① 文字の読み書きに時間を要する。
- ② 図表の細部、小さな文字、背景色とのコントラストが低い文字（マークシート等）の判読が困難。
- ③ 距離のある文字（板書、スクリーン、モニター、掲示等）を判読することが困難。
- ④ 色の識別を要する表現（赤いところが重要等）が伝わらない。
- ⑤ 墨字（目で読む文字）での読み書きが出来ない。（盲・全盲）
- ⑥ スクリーンやモニタを直視し続けることが困難。（視覚過敏・眼精疲労）

情報伝達・コミュニケーション

- ① 視認を要する表現・指示（これ、それ、あれ等）が伝わらない。

移動・行動・作業

- ① 移動、視認を要する作業（穴埋め、探し物、測定等）に時間を要する。
- ② 暗い場所、混雑している場所、初めて行く場所の移動が困難。
- ③ 障害物、段差、周囲の状況変化に気が付かない。
- ④ 多くの学生にとって問題のない明るさ・光の強さであっても、行動に制限がかかる。（まぶしくて目が開けられなくなる、まぶしくて見えなくなる、暗くて見えなくなる、体調が悪くなる等）

5.3 聴覚・言語障害と修学上の社会的障壁

例年、感音性難聴があり音声の聴き取りに不自由がある学生や聴覚過敏がある学生が支援対象となっています。感音性難聴がある学生の中には、話者の口元の動きを頼りに話の内容を理解している学生もいます。1対1の会話であれば大きな支障がないように見える学生でも、口元が見えなかったり、音質が悪かったりする（雑音がある）と聴き取りが出来なくなる可能性があります。

情報伝達やコミュニケーションの内容に応じて配慮が必要になります。

1) 聴覚・言語の障害例

- **伝音性難聴**・・・耳が遠い状態。小さな音の聞き取りが難しい。
- **感音性難聴**・・・音が歪んで聞こえたり、音質や音の高さによって聞こえが変化する。音の聞き取り、聞き分け（選択的に聴くこと）が難しい。音としては聞こえていても言葉としては判別できないことがある。
- **吃音**・・・発話時に言葉が連発する（例：こ、こ、こんにちは）、発話ができずに間があくことあがる等滑らかに発話することに困難がある。
- **聴覚過敏**・・・特定の音に過剰に反応し、気分が悪くなったり、体調をくずしたりする。

2) 修学上の社会的障壁の例

情報伝達・コミュニケーション

- ① 音声によるコミュニケーションに時間を要する。
- ② しばしば聴き落とし、聞き損じが生じる。
- ③ 複数話者がいる状況、口元が見えない状況での聴き取りが困難。
- ④ 音が聞こえない、聞き取れない。
- ⑤ 音は聞こえていても言葉が聞き取れない。
- ⑥ 音源から離れた場所（大きな教室等）での聞き取りが難しい。
- ⑦ スピーカーから出る音の聞き取りが困難。（感音性難聴、聴覚過敏）
- ⑧ 視聴覚教材に含まれる音声の内容が分からない。

作業・日常生活

- ① リスニング（聴き取り）能力を要する作業が困難。
- ② チャイム、非常ベル、構内放送、クラクション、ノック音、自分が出している音に気が付かない。

5.4 肢体不自由と修学上の社会的障壁

例年、上肢や下肢に障害があり、移動や手作業に不自由がある学生が支援対象となっています。教室内や教室間の移動、読み書きや教材・器具・設備の使用に障壁が生じる可能性について留意する必要があります。

1) 肢体不自由の例

- **麻痺**・・・脳や脊髄、末梢神経系の障害により、運動機能が損なわれている状態。上肢に麻痺があると、筆記や更衣や巧緻な作業・動作等に支障が生じ、下肢に麻痺があると歩行に支障が生じる可能性がある。
- **運動失調**・・・運動の滑らかさに障害が生じる。筋肉のこわばり、起立時・歩行時のふらつき・すくみ、巧緻な動作の障害等の症状がある。
- **欠損・変形**・・・上肢に欠損・変形がある場合、筆記や更衣や巧緻な作業・動作等に支障が生じ、下肢に欠損・変形があると歩行に支障が生じる可能性がある。
- **低筋力**・・・重いものの持ち運びや長時間の立位・歩行が難しくなる可能性がある。

2) 修学上の社会的障壁の例

読み書き

- ① 読み書きに時間を要する。
- ② 手書きで文字を筆記することが困難。
- ③ 教科書やノートのページをめくることが困難。

移動・作業

- ① 移動に時間を要する。
- ② ドアの開閉、座席への移乗、狭い通路・段差・混雑する場所の移動が困難。（車椅子使用等）
- ③ 長時間の立位・歩行が困難。
- ④ 教室内の移動が困難。（資料を取りにいけない、出席カードを提出できない）
- ⑤ 物を持ち運ぶことが困難。（重いもの、実験道具、食器）
- ⑥ 実験装置の操作等、巧緻な動作、細かい動作が困難。

日常生活

- ① 一般向けのトイレが利用できない。（バリアフリー対応が必要）
- ② 食事や更衣やトイレ利用に必要な動作の一部又は全体に支障がある。
- ③ 公共交通機関、宿泊施設の利用に制約がある。

5.5 精神障害と修学上の社会的障壁

例年、対人不安や気分の落ち込み、睡眠障害等の症状があり、作業や提出物が滞ったり、教室に行けなくなったり、欠席を重ねたりする可能性のある学生が支援対象となっています。

1) 精神障害の例

- **社交不安症**…注目を浴びる場面や、緊張しやすい場面（初対面の人と話す、電話で話す等）に対して、過度な緊張の高まりや不安の増大や恐怖心がある。
- **気分症**…鬱症状（気分の落ち込み、興味・喜びの著しい減退、意欲の低下、易疲労…等）や躁症状（気分の高揚、睡眠欲求の減少、多弁化、注意散漫、抑制の効かない過剰行動、怒りやすい…等）が持続する。
- **パニック症**…動悸や息切れ、発汗、身震い、めまい、吐き気、などの激しい発作が突然現れる。発作が起きるのではないかという予期不安や、逃げ場のない場所に対する広場恐怖等の不安症状を伴う場合がある。
- **統合失調症**…会話や行動や感情のまとまりがつきにくくなる疾患。10代から30代にかけての発症が多く100人に1人程度が罹患する疾患。症状は個人差が大きい。急性期には幻覚や妄想等の症状が現れる。

2) 修学上の社会的障壁の例

情報伝達・コミュニケーション

- ① 注目される場面（発表、グループワーク等）での発言することに対して強い緊張・不安を伴う。

場面・体調・行動・作業

- ① 周囲の人を意識しすぎる傾向があり、周囲の視線や音に対して強い不安を感じる。
- ② 注目を集める場面（発表、指名、グループワーク等）で強い緊張・不安を感じる傾向があり、涙がでたり、赤面したり、受け答えができなくなることがある。
- ③ 人が多い場所や逃げ場が無い状況に対して強い緊張と不安を感じる傾向があり、教室に入れなくなったり、教室に留まれなくなることがある。
- ④ 気分の落ち込み、意欲の低下により、作業・提出物が滞ったり、欠席が重なることがある。
- ⑤ 気分の高まりにより、望ましくない選択をしたり、不用意な行動をすることがある。
- ⑥ 生活リズムが崩れやすく、決まった時間に起床することが難しくなることがある。
- ⑦ 授業中の服薬や水分補給が必要になることがある。
- ⑧ 服薬の影響で、授業中に強い眠気に襲われることがある。

5.6 発達障害と修学上の社会的障壁

1) 発達障害の例

- **学習症**・・・障害特性に応じて、読み間違い・書き間違い・文法的な間違いが多い、読み書きに時間を要する、考えている内容を文章にすることが苦手、計算や文章題を解くことが苦手、等の困難が生じる。
- **自閉スペクトラム症**・・・障害特性に応じて、抽象的なこと(場の空気、ニュアンス、比喻・冗談、曖昧な表現 等)の理解、臨機応変・柔軟な判断・対処すること、マルチタスク(2 つ以上の作業を同時に行う事)等に困難を伴う、興味関心が限定的でこだわりが強い、感覚過敏(光・音・匂い・味・触覚)がある等の特徴が現れる。
- **ADHD**・・・障害特性に応じて、ミスや忘れ物が多い、資料整理・スケジュール管理が苦手、マルチタスクが苦手、落ち着きがない、興味関心が移ろいやすい、しばしばしゃべりすぎる、衝動的に発言・行動する等の傾向が現れる。

2) 修学上の社会的障壁の例

読み書き

- ① 読み書きに時間を要する。
- ② 読み飛ばし、読み間違いが多い。数式やアルファベットや平仮名の読みに困難を伴う。

情報伝達・コミュニケーション

- ① 抽象的あいまいな指示・説明の内容が理解できない事がある。
- ② 聞き取りが困難。聞き落とし、聞き間違いが顕著に起きる。
- ③ 考えをまとめて言葉にすることが苦手。

場面・行動・作業

- ① 感覚刺激(光・音)、情報量が増えると混乱する傾向があり、処理・対処できなくなることがある。
- ② 光や音や触感に対する感覚過敏があり、落ち着かなくなったり、気分が悪くなることがある。
- ③ 情報整理、資料整理、時間管理、スケジュール管理が苦手。
- ④ 見通しを立てて計画的に作業を進めることが苦手。
- ⑤ 場面・状況に合わせて柔軟に対処・行動すること、協調作業、グループワークが苦手。
- ⑥ こだわりが強く、完成度を求めすぎる傾向があり、作業・提出物が滞ることがある。
- ⑦ マルチタスク(聞きながら書く等)が苦手。
- ⑧ 注意・集中を長時間維持することが難しく、注意散漫になったり過集中になることがある。
- ⑨ 忘れ物、不注意なミスが多い。

5.7 その他の修学上の社会的障壁

1) 社会的障壁の背景にある障害等の例

- **高次脳機能障害**・・・交通事故や脳血管障害などの原因により、脳が損傷を受け、言語・記憶・判断・思考・学習・注意といった高次脳機能に支障をきたしている状態。脳の損傷部位・障害特性に応じて、マルチタスクが苦手、注意・集中が続かない、疲れやすい、感情のコントロールが難しい、新しいことを覚えることが難しい、計画を立てて実行に移すことが難しい等の症状が現れる。
- **内部障害**・・・心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸器機能障害、膀胱又は直腸の機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害、肝臓機能障害等がある。
- **難病**・・・発病の機構が不明で、治療法が確立していない希少で、長期に療養を必要とする疾病。
- **性別違和**・・・生物学的な性別と、自認する性別が異なる。自認する性別で学生生活を送ることを希望し、支援申請を行うケースがある。

2) 修学上の社会的障壁の例

読み書き

- ① 長時間筆記を続けることが難しい。
- ② 話を聞きながら筆記を行うことが難しい。(マルチタスクの苦手さ、短期記憶の障害等)

行動・作業

- ① 口頭で指事された内容を覚えて実行に移すことが難しい。(短期記憶の障害等)
- ② 長時間の立位・歩行や負荷が大きな運動を行うことが困難。
- ③ トイレ、更衣室、浴室、宿泊施設など、性別による利用制限がある施設の利用に困難を伴う。(性別違和)
- ④ 加療や通院のために、授業に出席できなくなることがある。
- ⑤ 授業中の服薬や給水などが必要になることがある。

体調・日常生活

- ① 体調が不安定・気温や湿度等の影響により体調が変化する。
- ② 強い電磁波がある場所に注意が必要。(心臓ペースメーカー等)
- ③ 特定の物質や食料に対してアレルギー反応が現れる。
- ④ 利用できるトイレが限られている。(男女共用、オストメイト対応等)

6. 合理的な配慮・調整・支援の例

6.1 情報伝達に関する配慮例

- 1) **重要事項**（課題、提出物、手続き、日程、休講・補講、予定変更、試験情報、禁止事項、等）は、**事前・事後に確認**できるよう「もみじ」や「Moodle」に掲載する等、**テキスト文書で伝達**する。
- 2) **抽象的な指示・説明**が伝わりにくい場合は、**具体的な表現**で補足又は置き換えを行う。
例）回答例・記入例を示す。
例）5W1H、数量、日時、期限を明示する。
- 3) 論点・文脈を明確にする。例）最初に工程表や授業の流れを明示する。
- 4) **作業工程・注意事項**等をまとめたテキスト**文書**を事前又は最初に配布する。
- 5) 提出物や作業内容等の**チェックリスト**を用意する。
- 6) 音声を含む動画資料に字幕を付与する。
※Microsoft Stream では自動字幕機能を使うことができ、字幕の編集も行えます。
※パワーポイントのスライドショーでは、自動字幕表示機能を使うことができます。
※Teams ではライブキャプション機能を使うことができます。

6.2 読み書きに関する配慮例

- 1) **読み書き**のための**時間**を調整する。例）：通常の 1.5 倍程度の時間配分を行う
- 2) 文字の**フォント・コントラスト・行間**の可読性に留意して資料・原稿を作成する。
- 3) タブレット端末・ノートPC、点字電子手帳等を使用して読み書きを行うことを許可する。
- 4) 板書やプレゼン資料や教材の**ハンドアウト**や**電子データ**を配布する。
※手元資料は目を近づけて読むことができる利点があります。
※電子データがあれば、端末上で拡大、フォント・色の調整ができたり、手指の精緻な動作をせずにページを移動したりすることができます。
※テキストデータがあれば、端末上で**読み上げ**、**自動点訳**等を行うことができます。
- 5) 教材・布資料等の内容を**電子データ**で配布する。
- 6) 配布資料の**拡大版**を用意する。例）：A4→B4、6スライド／1頁→2スライド／1頁
- 7) 板書、プレゼン、オンライン授業の**撮影・録画・録音**を許可する。
- 8) 支援者（ノートの代筆者、点訳者等）に協力する。例）事前に使用する教材の内容を伝える

6.3 コミュニケーションに関する配慮例

- 1) **具体的な指示・説明・表現**で補足又は置き換える。

例) 「これ」「それ」「あれ」等の指示語が差す内容を具体的に説明する

例) 回答例を例示する。数量・期日・場所・目的・目標・要件等を明示する

2) コミュニケーション上の負担を軽減する。

例) ペアワーク・グループワークのメンバー、時間、発言の順番、音質、場面、環境を調整する

例) 学生の発言に対して寛容な態度(問い詰めない、急かさない、等)で対処する。

3) 複数の話者が居る場合は、一人ずつ発言し、誰が誰に話しているかを明確にする。

4) 必要に応じて、視覚的な情報(筆記、資料の指差し等)で補足する。

5) マイク・カメラを OFF にしてオンライン授業を受講することを許可し代替措置(チャットでの回答等)を行う。

6) 支援技術(補聴用マイク、音声認識等)の利用、支援者(筆記通訳者、手話通訳者、ノートテーカー、字幕支援者、等)に協力する。

6.4 行動・作業に関する配慮例

1) 身体的負担の軽減を図る。(例) 作業時間の短縮、機材の軽量化、補助具の使用、介助

2) 精神的負担の軽減を図る。(例) 作業内容・作業工程の明示、症状について把握しておく

3) グループワークのメンバー構成、手順・方法を調整する。

4) 提出課題や作業の行程について、適宜助言をおこなう。

5) 課題や作業のスモールステップ化を検討する。

6) 長時間の注意・集中・立位を要する作業がある場合は、作業を分割し、小休止できる時間を設ける。

7) 教室間の移動やトイレの利用について時間を要する可能性について留意し、必要に応じて休憩時間や遅刻に関する調整・配慮を行う。

8) 必要に応じてドアの開閉や教室内の移動を手伝う。

6.5 その他の配慮例

1) 座席に配慮する。

例) 着席・退席・入退室しやすさ、聞き取りやすさ、光・音・周囲の人の影響の少なさ

2) 不必要に性別による区分けを行わないようにし、更衣・宿泊等性別による区分けが必要な内容については事前に通知し、必要に応じて、性別違和のある学生等への対応を検討しておく。

3) 途中退室や、欠席が重なる可能性について事前に対応を検討しておく。

例) 自主的に途中退室できるよう対応を決めておく

例) グループワークや発表の内容や順番を調整できるようにしておく

4) 必要に応じて、オンラインで受講できる機会を設けることを検討する。

5) 授業資料をオンデマンドで配布する。

6) 欠席時の授業資料の配布や授業内容に関する質問に対応する。

※ 無理して出席をして体調を崩すリスクや、欠席したことによる精神的負担を軽減する効果が期待できます。

6.6 アクセシビリティセンターが提供出来る支援の例

1) 学内で貸与できる支援機器の例

※学内での使用に限ります。※支援申請を行っている学生のための貸与を優先します。

- ① 手動車椅子…貸与期間:原則2週間
- ② 電動車椅子…貸与期間:原則2週間
- ③ 支援用端末(読み上げ、音声認識等の機能を搭載した端末)…貸与期間:原則2週間
- ④ 携帯型拡大読書器…貸与期間:最大6ヶ月
- ⑤ 助聴器…貸与期間:最大6ヶ月
- ⑥ FM 補聴システム(ロジャー)…貸与期間:原則2週間
- ⑦ ワイヤレスマイクシステム(300MHz,800MHz)…貸与期間:原則2週間
- ⑧ 点字電子手帳…貸与期間:原則2週間

2) 学生スタッフによる支援の例

アクセシビリティセンターでは、1級アクセシビリティリーダー資格を取得した学生を雇用し、筆記通訳等の人的支援を行っています。

- ① ガイドヘルプ…目が不自由な学生や足が不自由な学生の学内移動について、通常2名の学生サポーターを派遣しサポートします。
- ② 遠隔筆記通訳…耳が不自由な学生が受講する授業について、教室とアクセシビリティセンターをインターネット(Microsoft Teams + LiveTalk)でつなぎ、遠隔で筆記通訳を行います。授業担当の先生には、支援用のマイクを使用いただき、先生の音声を直接又は学生サポーターによる復唱で音声認識エンジンにかけて字幕を生成しています。
- ③ 講義ノートの代筆…筆記が困難な学生に代わって、講義ノートをとります。
- ④ 教材の点訳・電子データ化…教科書や配布資料を電子データ化し、読み書きに支障のある学生に提供しています。
- ⑤ 講義音声や視聴覚教材の文字起こし…録音した講義音声や視聴覚教材に含まれる音声をテキストデータ化し、耳が不自由な学生に提供しています。

3) 学生メンター制度と自習支援

アクセシビリティセンターでは、専門科目や卒業研究や教育実習などの専門的内容に関する助言ができる大学院生を、学生メンターとして雇用して、学習支援や履修支援等の人的支援を行っています。また見通しを立てて計画的に学習をすすめることや集団の中で学習することが難しい学生等を対象として、自習スペースを提供しています。

7. アクセシビリティに関する講座

1) オンラインアクセシビリティ講座の受講方法

- (1) Moodle※にログイン
- (2) Moodle※にログインすると、

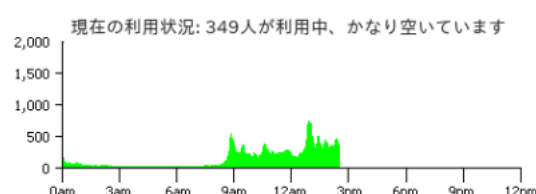
- 【ALP】オンラインアクセシビリティ講座・・

が公開されています。(・・には内容更新年度が入ります。例:2024)

オンライン講座は「導入編」と「基礎編」があり、各6章からなるテキストと、確認テストで構成されています。



広大IDでログイン



広大IDでログイン

クラスアカウントでログイン

ローカルアカウントでログイン

2) アクセシビリティリーダー資格

広島大学では、「アクセシビリティリーダー育成プログラム」を推進しています。

- 当該年度のオンラインアクセシビリティ講座導入編・基礎編を修了すると、2級アクセシビリティリーダー認定試験を無料で受験できます。
- また、当該年度のオンラインアクセシビリティ講座導入編・基礎編と、当該年度を含む直近5年以内にアクセシビリティセンターが指定する30時間以上の研修と15時間以上の演習を修了していれば、1級アクセシビリティリーダー認定試験を無料で受験できます。
- 指定研修・演習の詳しい内容・日程は、「いろは」でお知らせしています。

8. 資料

1) 障害を理由とする差別の解消の推進 (内閣府)

➤ <https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

2) 職員対応要領 (広島大学)

➤ <https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/initiatives/sabekai> (PDF)

3) 学内規則・指針

アクセシビリティセンターHP>支援のてびき

➤ <https://www.achu.hiroshima-u.ac.jp/tebiki/>

から下記の学内規則・指針を参照できます。

- 広島大学障害学生の修学等の支援に関する規則
- 身体等に障害のある者の入学者選抜及び就学等に関する相談の指針
- 「身体等に障害のある者の入学者選抜及び就学等に関する相談の指針」の運用にあたっての留意事項
- 身体等に障害のある学生に対する試験等における特別措置について(申合せ)
- 広島大学 障害のある学生に対する試験等の特別措置に関するガイドライン

問い合わせ

〒739-8514 広島県東広島市鏡山 1-7-1 学生プラザ 2 階

[広島大学 D&I 推進機構 アクセシビリティセンター](#)

電話:082-424-6324

メール:achu@hiroshima-u.ac.jp

URL:<https://www.achu.hiroshima-u.ac.jp/>

利用時間:月～金 10:00 ～17:00